

全国サービサー協会通信

サービサー 新年号

No.64

発行日 2026年2月10日

発行 一般社団法人 全国サービサー協会事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-4 セタニビル2F

TEL.03(3221)5222 FAX.03(3221)5223

苦情受付・相談センター TEL.03(3221)6711

URL : <https://www.servicer.or.jp/>



卷頭言

変わり続ける社会と四半世紀の歩み

法務省大臣官房司法法制部審査監督課長 沖田 政人

全国サービサー協会は、昨年10月に設立25周年という節目を迎えた。四半世紀にわたり業界の健全化と発展に尽力されてきたことに、心より祝意を表したい。バブル崩壊後、日本経済は深刻な不良債権問題に直面した。その対応策として平成11年に創設されたサービサー制度は、金融システムの健全性回復と経済再生を支える重要な役割を担ってきた。累計取扱債権額は500兆円を超え、その歩みは日本経済の安定に大きく貢献してきた。

設立25周年という節目に当たり、この四半世紀をいくつかの視点から振り返ってみたいと思う。

この25年間、日本の金融・経済環境は大きく変化してきた。ゼロ金利政策の導入に始まり、メガバンクの誕生、リーマンショックによる世界的金融危機、さらに東日本大震災がもたらした甚大な影響など、重大な出来事が相次いだ。その後も異次元金融緩和やマイナス金利政策の開始、近年ではコロナ禍による急激な経済減速、物価高、円安、金利上昇、地政学リスクの増大と、企業や個人を取り巻く環境は複雑化の一途をたどっている。加えて、事業再構築が進まない企業や後継者不足に悩む企業など、地域経済にも課題が山積している。事業再生や再チャレンジを支援する仕組みの重要性は一層高まっており、サービサー業界には債権回収にとどまらず、再生支援の担い手としての役割が強く期待されている。

働き方や職場環境も大きく様変わりした。かつてはほとんど存在しなかったテレワークが一般化し、自宅勤務と職場勤務を組み合わせたハイブリッド勤務が広く定着した。デジタルツールの進化と低廉化、さらにコロナ禍対応が普及の契機となり、ワーク・ライフ・バランスを重視する機運と相まって、多様な働き方が実現している。

CONTENTS

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 卷頭言 | 変わり続ける社会と四半世紀の歩み 沖田政人 |
| 2 業務紹介 | ファンデックスサービサーの業務紹介 中野和洋 |
| 4 取締役弁護士の活動紹介 | 取締役弁護士としての活動内容 小林 泰 |
| 6 年頭のご挨拶 | |
| 13 協会活動報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・LSアセッタマネージャー検定実施報告 ・「新年賀詞交歓会」開催 ・「会員会社情報交換会」を実施 ・「第10回警視庁管内サービサー暴排責任者交流会」を開催 ・暴力団排除への取組み |
| 16 新会員紹介 (株式会社ドコモ・ファイナンス債権回収) | 編集後記 |



職場勤務時でも、映像付きクラウドサービスを用いたオンライン会議が当たり前となり、移動時間や労力の削減、文書管理リスクの軽減など、合理性が高く評価されている。こうした変化は、業務効率化のみならず、従業員の働きやすさや生産性向上にもつながっている。一方、ハラスメント対応も大きく進化した。25年前はセクハラ防止が中心であったが、現在ではパワハラやマタハラなど多様なハラスメントが明確化され、研修や相談窓口・通報制度の整備が義務付けられるなど、実効性のある取組が進んでいる。健全な職場環境の確保は、コンプライアンスと同様に重要な経営課題である。



沖田 政人 課長

企業に求められるコンプライアンスは、単なる法令遵守から企業倫理や社会的責任を含む広範な概念へと進化した。情報管理、内部統制、労働環境、環境対応、人権・ハラスメント防止、サイバーセキュリティなど、直接的な法令遵守だけでも義務は増加している。すべての法令を遵守するため、態勢強化や研修充実など不断の取組が求められている。さらに、企業倫理や社会的責任への対応も重要性を増している。不十分な対応は世間から厳しい批判を招き、企業価値を大きく損なう恐れがある。こうした対応は法令上の義務でない場合もあるが、法令の趣旨・理念に基づくものが多く、今やコンプライアンスの一部として認識されるようになっている。企業はより高い倫理観をもって行動することが求められる。

以上、ほんの一部に過ぎないが、四半世紀の歩みを振り返った。全国サービサー協会の25年にわたる貢献に改めて深く敬意を表するとともに、今後も変化する社会環境に柔軟に対応し、業界の健全化と発展に大いに寄与されることを期待したい。本年が、皆様にとって実り多き一年となることを心より祈念申し上げる。

ファンデックスサービスの業務紹介

株式会社ファンデックス債権回収 常務取締役 経営管理部長 中野 和洋

1 当社の沿革

当社は、クレディセゾングループの株式会社アトリウム（現セゾンリアルティ）100%子会社として1999年4月に設立され、同年7月に法務大臣の営業許可を受け事業を開始いたしました。手前味噌で誠に恐縮ですが、全国サービス協会が任意団体として設立された2000年当時、当社が初代会長会社を務めさせていただいたこともあります。その後、2023年4月にクレディセゾングループ内の事業再編にともない親会社が株式会社セゾンファンデックスに異動となったことから、同月、16年振りに池袋サンシャイン60に本社を移転させ（出戻り）、また、同年7月に商号をそれまでのアトリウム債権回収サービスからファンデックス債権回収に変更いたしました。

当社は事業開始以来、一貫してクレディセゾングループ外の不動産担保付特定金銭債権の買取およびその管理回収業務を中核業務としております。今後もその方針に変更はありませんが、それに加えて親会社セゾンファンデックスの一部不動産担保付特定金銭債権管理回収業務を受託することとなり、2025年7月に受託業務部門の拠点を大阪に新設いたしました。

2 当社の特色

前述のとおり、当社は不動産担保付特定金銭債権の買取・回収業務を中核業務としておりますが、取り扱う担保不動産の所在地は全国におよび、種別も多岐にわたります。当社では、それら不動産に係る評価業務（デューデリジェンス）、および兼業業務としての不動産業務（債権管理回収の結果自社取得した不動産の商品化・管理・売却等）は、その大部分を内製化しています。

当社設立時の親会社アトリウムは、1999年当時不動産

競売事業を主業としておりましたが、そこで培った不動産に関する権利関係調整・商品化（加工）・有効活用等に関するノウハウ、ネットワークを当社の事業展開において活用し、それをアップデートすることにより、現在も前述各業務の内製化が維持されており、（一定の）コストコントロールを図れていると思います。



中野 和洋 常務取締役

また、管理部門には自社取得した不動産の商品化・管理・売却等を行う専門部隊を設置しており、そこに配置している競売不動産取扱実務経験豊富なベテラン社員数名が不動産に関する業務を自己完結しています。この機能を背景として中核業務を展開していることが、当社の特色の一つになっているのでは、と考えております。

このように書きますと、不動産処分回収ばかりやっているような印象を抱かれるかも知れませんが、例えば、郊外立地の特殊用途不動産に関し、当社が保有し、利害関係等を整理した上でリースバックを行うなど、債務者（会社）の事業再生・事業継続に資する取り組みも積極的に行っており、一定のオファーをいただいているところです。

さらに、現在の親会社セゾンファンデックスが有する金融機能活用による債権債務問題に関するソリューションメニューの拡充・提供に取り組んでおり、実績も伴ってきているところであります。今後もこのような取り組みを継続することにより、社会・地域の発展に貢献していきたいと考えております。

3 組織について

当社は機能別組織を採用しており、①営業部門（戦略投資部・営業開発部）、②仕入部門（デューデリジェン

ス部)、③回収部門（サービシング一部・二部）④管理部門（経営管理部）の編成としております。各部門が所管業務に特化することによる専門性および効率性の向上を重視しながら、全社的な一体感・連帯感の醸成に努めています。

各拠点の執務室はともにワンフロア—かつ相互に目が行き届く程度の規模であることから、日常における役職員間のコミュニケーションは緊密と言える社内環境にあります。そのため意思決定のスピードは速く、また、お取引先様、および債務者等利害関係者様の様々なリクエストに応じて全社的な（柔軟な）対応を行うことも可能であるなど、（意外と）小回りが利く組織になっているのではないか、と考えています。

また、内部監査部門として監査室を設置しており、法定帳簿・法務省立入検査重点調査事項・個人情報管理体制に関する各監査および業務検査等を実施しております。

4 内部統制態勢について

当社は、適法・適正な業務運営体制構築のために、次の基本方針を定めております。

- (1) コンプライアンスに関する委員会および規程ならびに年間計画に基づくコンプライアンス活動を基本の枠組みとして、債権回収会社に相応しいコンプライアンス体制の定着を図る。
- (2) 法令・定款に違反する事例の未然防止および早期発見のために、社内通報の窓口を設け、関係規程に基づき運営する。
- (3) 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力からの被害を防止するため、反社会的勢力に屈せず、正義をもって臨む。また、関係機関と連携し、反社会的勢力による不当要求等には毅然と対応する。

そして、基本方針に基づく具体的運用の内、コンプライアンス活動については、コンプライアンス委員会（取締役社長が委員長、業務執行取締役・取締役弁護士が委員、全部門長が参加者）の下、年度初めにコンプライアンス活動計画を策定し、教育研修の実施、社内通報制度の運営、法改正その他の環境変化を踏まえた規程の制定改廃等の態勢整備を進めています。また、規程類（当社では規程・細則・要領の3種類に区分しています）の改廃遗漏の防止については、管理部門において、法令・組

織・業務運用の改正（変更）状況に応じた規程類改廃要否確認会議を月1回実施しています。

法令遵守、特にサービサー法遵守を周知・徹底するための工夫の一つとして、サービサー法関連規程類については、全国サービサー協会が制定している自主ルール・自主ガイドラインに則った「サービサーの業務運営に関する基本規程」を上位規程として制定し、当該基本規程において自主ルールの同種条項をまとめる形で条文を整理したうえで、更に、基本規程の一つひとつの条文に対応する下部細則（例：法定帳簿作成保存細則・届出等事項管理細則・各兼業に関する遵守事項細則など）を個別に制定し、自主ガイドラインの内容を、正確に、分かりやすく、索引しやすくすることに配意しています。それに加え、規程類は全役職員が何時でも、直ぐに確認できるよう、社内イントラにはコンプライアンスに関する専用ページを設け、全ての規程類のほか、内部統制基本方針、サービサー法令・ガイドライン、法務省およびサービサー協会の通達・連絡、社内通達、内部監査結果等と合わせ、一覧できる形で掲示しております。

また、日常の業務運営における取り組みの一つを紹介しますと、当社では、重要業務である①特定金銭債権性の判定に関する業務、②債権回収対応および訴訟等法的対応に関する業務について、取締役弁護士が全て承認決裁者として決裁書類に押印することとしており、これにより、取締役弁護士が日常的に業務の監視・監督を行うことができる体制としております。

このような取り組みに内部監査等によるチェックを加えた内部統制システムPDCAを適切に回すことにより、近年はコンプライアンスに関して幸い大きな問題は発生しておりません。しかしこのことが慢心となり、業務運用に関する厳しさの欠如、事後チェック体制の甘さなどが発生しないよう、改善し続けるとのマインドをもって取り組まなければならないと考えております。

5 おわりに

当社は、サービサー業界の事業環境は引き続き厳しい状況との認識のもと、目標達成に向けて様々な取り組みを行っているところです。同業の皆様方とは、今後も様々な情報交換、意見交換等をさせていただき、お互いの得意分野を活かせるような取り組みを行い、業界全体の健全な発展に寄与していきたいと考えております。

取締役弁護士としての活動内容

やまびこ債権回収株式会社 取締役弁護士 小林 泰

1 はじめに

やまびこ債権回収株式会社（以下「当社」といいます。）は、2000年に設立され、同年法務大臣の許可を受けました（許可番号第38号）。当社は、長野県信用農業協同組合連合会の出資を一部受けていますが、地方銀行である株式会社八十二銀行（本稿が掲載される時点では、同じく地方銀行である株式会社長野銀行との合併により株式会社八十二長野銀行となります。）の子会社のサービスであり、同行の子会社又は関連会社である証券会社、信用保証会社及びリース会社等と共に同行の企業グループを形成しています。

当社は、主に銀行や信用金庫等の金融機関の貸金債権を取り扱っています。従業員数は、役員を含めて40名であり、サービスの中では規模はそれほど大きくありません。ただし、事務所については、本社が長野市に、営業所が松本市と富山市にあり、やや広範囲にわたって3か所に分かれて存在しますので、内部統制体制の有効性の確保という観点から一定程度の注意が求められます。

2 取締役弁護士としての業務

私は、当社設立当初から16年間にわたって取締役弁護士を務めた前任弁護士の後を受けて2016年6月に当社の取締役弁護士に就任しました。したがって、2026年6月で当社の取締役弁護士に就任してから10年ということになり、この間、法務省検査を2025年を含めて3回受けています。私の出社は、原則として週2回となっていますが、出社していない場合であっても電話やメール等を用いて連絡を受けることができるようになっています。また、当社の本社と私の事務所とは距離にして200メートル位しか離れておらず、徒歩で3分以内の場所的位置関係ありますので、急用の場合等には相互に行き来して対応することができます。

(1) 取締役会、コンプライアンス委員会等への出席

取締役会は概ね2か月に1回開催されることになっています。かなり前もって会議資料を渡されますので、予め会議資料を読んだうえで、疑問点や指摘すべき事項を担当役員に伝え、それらに対する回答を得たり、会議資料の修正等をしていただいている。さらに気付いたことがあれば取締役会において発言をするようにしています。また、各部署の部所長等を委員とするコンプライアンス委員会の協議に顧問として参加し、指導及び助言等を行っています。同委員会においては、具体的な事案を踏まえたうえで、主にコンプライアンス態勢の有効性・実効性の評価、見直し及び強化策等に関する協議・検討を行っています。

(2) 通常業務

前記のとおり、私は、原則として週2回、火曜日と木曜日の各午前に出社することになっています。その際には、通常、まず特定金銭債権の判定を含む債権買取り、具体的な案件における回収、規程の改正並びに反社及び契約書のチェック等に関する稟議書や回覧の決裁をします。その後、役員間のメールに毎日の交渉記録簿（いわゆる4号帳簿、エクセル形式）が添付されていますので、全件について目を通します。交渉記録簿の内容をチェックするにあたっては、誤記や記載方法の適切性を確認することはもちろんのことですが、特に個別に相談があった事案の処理状況や債務者等との交渉態様がサービス法等の行為規制の規定内容に照らして適切であるかどうかに留意して記載内容を確認しています。

さらに、上記の各業務を行っている合間に、職員から個別の案件について相談を受けることがあります。本社の職員からの相談であれば、私のデスクや会議室で相談を受けてアドバイスをしています。松本営業所及び



小林 泰 取締役弁護士

北陸営業所（富山市）の職員からの相談については、社内メール、電話又はテレビ会議システムを利用して適宜対応しています。

なお、毎月1回、常勤役員と月例ミーティングを実施しています。同ミーティングにおいては、担当役員から稟議書等の決裁状況の報告を受けるとともに、私からは、交渉記録簿の記載に関して指摘すべき事項及び個別の相談案件に関する報告を行っています。これにより役員間で情報の共有を図ったうえで、上記各事項に関する意見交換を行っています。

(3) 研修会の実施

当社は、年間計画を立てて、コンプライアンス研修を含む各種の研修を実施しています。これらの研修の一環として、年に2回主に債権回収担当者を対象として、本社と各営業所とをテレビ会議システムでつなぎ、私が講師を務めて研修を実施しています。研修の内容としては、事前に各職員から提出された質問、特に職員自らが債権回収等にあたって直面している課題、法的問題に関する質問に対して回答するとともに、業務に関連する近時の重要な裁判例を紹介して解説しています。また、近時、債権法や相続法等に関する重要な法改正がなされましたので、その都度、改正法の概要を説明したりもしています。今後も担保法の改正等新たな法改正に対応すべく、職員研修を実施していく必要があると考えています。

(4) 事故・苦情への対応

当社に対する苦情の申立てはほとんどありません。しかし、事故すなわちオペレーション・リスク事案は、軽微な事案がほとんどであるとはいえ、残念ながら毎年発生しています。これらのオペレーション・リスク事案についてはすべて報告を受けていますが、特に法的あるいは複雑な対応を求められる事案については、指導・助言を行っています。

(5) 反社会的勢力対応

前記のとおり、債権の譲受け等に際して、取引関係者の反社チェックに関する書面が稟議されますので、すべて目を通しています。そのうえで、反社該当性等に疑義のある案件については、経営会議の一環として反社検討会議を開催してその取扱い等を協議しますが、私もその会議に出席して意見を述べています。

(6) 法的手続きへの対応

私が就任した時には当社に顧問弁護士が存在したのですが、現在は不在です。そのようなこともあります、厳密にいえば、取締役弁護士としての業務にはあたらないのですが、職員から相談を受けた結果、法的手続きを必要となる案件については、地裁以上を管轄裁判所とする訴訟（支払督促からの移行を含む。）及び保全、時には執行の各手続きに関し、取締役会の承認を得たうえで委任を受けて代理人として対応しています。又、債務者等についてかなりの頻度で相続が発生しますので、各手続きの前提として、これも委任を受けて相続調査を行ったうえで、代理人として家庭裁判所に対する相続放棄等の申述の有無の照会を行っています。これらの手続きについては、年間を通じて一定程度の件数の依頼があります。

3 最後に

取締役弁護士に就任した直後から取締役弁護士連絡協議会に加入させていただいている。加入当初は、同協議会が開催する意見交換会等に出席するように努めましたが、時間的・距離的なこともあります、コロナ禍をはさんで参加できていません。しかし、現在はWebでの会議参加が可能ですので、可能な範囲で参加するように努めたいと思っています。

当社は、地方銀行グループの一員として、経営理念に地域社会への貢献を掲げています。そして、再生、廃業及び債務整理に係る事案の蓄積によるコンサルティングスキルの醸成等の各施策を通じたサービス業務の展開により、地域経済の活性化の一翼を担い、当社に期待される役割を全うすべく積極的な経営を行うことを目指しています。

私も、当社の一員として、上記目標の実現に向けて尽力していくつもりですが、このように当社が積極的な経営を展開すればこそ、他方において、取締役弁護士には、当社が適正・適切に業務を遂行しているかを指揮・監督することが強く求められます。したがって、今後も、以上に述べた各方法を通じて当社のコンプライアンス体制の維持・強化のために活動していきたいと思います。

以上

年頭のご挨拶

力強く、しなやかに

理事長（あおぞら債権回収株式会社） 佐藤 公昭



佐藤 公昭 理事長

新年あけましておめでとうございます。

昨年は政治・経済とも激動の1年となりました。1月にトランプ大統領が就任、4月に相互関税を発表した後、日経平均は3万1千円の年間最安値まで下落しました。その後、関税交渉合意、女性初となる高市政権の発足で10月には史上最高値5万2411円まで上昇、ジェットコースターのような株価推移となりました。また、政策金利は30年ぶりに0.5%超えとなり、金利上昇を実感する1年でもありました。

我々の身近な所では初任給の上昇など賃上げは浸透したものの、物価高騰に追いつかず実質賃金はマイナスが続きました。実際、お客様や金融機関からの相談は増えており、サービスナーにとって存在感を高める機会到来でもあります。また、サービスナーは単なる回収だけでなく、早期対応や再生支援を含めた高度な判断と実行力が求められるようになりました。

今年度を業界が大きく飛躍する1年と位置づけ、事業計画の基本方針「サービスナー業務を通じて、業界への社会的信頼を向上させ、日本経済のサステナブルな発展に寄与する」に沿って、干支の「午（うま）」のように力強くしなやかに前進したいと思います。

最後になりましたが、会員のみなさまとの情報交換や連携を一層進めて、サービスナー業界の発展に少しでも寄与できるよう努めてまいります。本年もよろしくお願い申し上げます。

サービスナー機能を發揮して更なる社会貢献を果たす

副理事長（エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社） 土屋 太郎



土屋 太郎 副理事長

新年あけましておめでとうございます。

日本経済は緩やかな回復基調が続いているが、企業倒産件数は増加傾向にあり、米国の関税政策の不確実性や不安的な地政学情勢、深刻な物価高と人手不足の継続、急激な金利上昇や為替変動等の金融市場の混乱リスクなど、先行きの不透明さも一層増しています。その一方で、AIなどの技術革新が著しく進展し、社会に大きな変容をもたらしています。

こうした難しい環境下、債権管理回収及び再生のプロフェッショナルであるサービスナーに対する社会の期待は一段と高まっています。過剰債務を抱える個人や中小零細事業者に丁寧に寄り添い、コンサルティング機能を發揮し、債務者の生活再建や事業再生、再チャレンジ支援を通じて、日本経済の復活並びに活性化に貢献する好機と言えます。

常に時代の先を読み、人の持つ力とAI技術等の融合によってサービス品質の高度化と生産性向上に挑戦し、受託・買取業務の双方で金融機関や公的機関等から中長期的に信頼されるパートナーとして求められる役割を果たして参りたいと思います。会員会社の皆様と共に、着実に実績を積み重ね、サービスナーが社会からより認知・理解され、更なる活躍の機会が拡がることを目指して取り組んで参ります。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

政治経済の構造的变化の中、チャレンジの年に

副理事長（株式会社山田再生系債権回収総合事務所） 山田 晃久



山田 晃久 副理事長

新年あけましておめでとうございます。

昨年は米国ではトランプ氏が大統領に就任し、関税政策など日本も大きく影響を受ける変化がありました。日本では参議院選挙で自民党が議席を減らし、その後、女性初の総理となる高市政権が誕生しました。その際、事業再生・サービス振興議員連盟副会長の片山さつき先生が財務大臣として入閣されたことは、取扱い債権の拡大などサービス法改正を目指しているサービス業界にとって明るいニュースでした。

これからは金利のある世界が定着し、物価高、人手不足が深刻化する中で、サービスには「再生支援」「転廃業支援、再チャレンジ支援」といった「再生系サービス」としての機能がより一層期待されていると考えています。その理念を明らかにするため、弊社は昨年3月、社名を「株式会社 山田再生系債権回収総合事務所」（通称「山田再生系サービス総合事務所」）に変更いたしました。

昨年4月、中小企業庁主催の第1回「サービス情報交換会」が名古屋で開催されました。多数の地域金融機関や保証協会からのご参加を頂き、新しいサービスの活用法について、ご理解頂きました。今年は第2回が大阪で開催されます。サービス協会としてはこうした活動を通じて、金融機関、関係各省庁、そして国民の皆様にサービスの果たす役割を広くご理解いただくことが、業界の発展のために不可欠と考えております。

皆さま本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

困難な状況こそ、好機と捉え

副理事長（日本債権回収株式会社） 横大路 博



横大路 博 副理事長

新年あけましておめでとうございます。平素より協会会員の皆様におかれましては、サービス業界の発展と社会的信頼性の更なる向上のために、多大なるご理解とご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

2025年は経済の先行き不透明感が続く中、企業の資金繰りや家計負担の増加等により、私たちの業務環境にも大きな影響を受けた一年でした。こうした困難な状況は今後も続くことが予想されますが、同時に業界として存在意義を示す好機でもあると思っています。

人口の減少や金利構造の転換、支援融資の返済本格化など、社会経済が大きく揺れ動く今こそ、私たちサービスに求められるのは債務者の再生を支える視点だと思います。私たちが培ってきたノウハウや事業再生の知見を結集し、関係各所とも連携しながら持続可能な金融システムの一翼を担っていくことが期待されます。

本年はサービス法の改正等の大きな課題への対応とともにコンプライアンスの徹底と人材育成、業務効率化のためのDX推進を重要課題として皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。

サービス業界が健全な金融システム維持と再生支援に寄与する存在であり続けるために、引き続き皆様のお力添えをお願い申し上げるとともに、本年が皆様にとって実り多き一年となりますことを心より祈念いたします。

2026年の年頭にあたって

専務理事（一般社団法人全国サービスサー協会） 町田 正幸



町田 正幸 専務理事

新年あけましておめでとうございます。年頭にあたり事務局一同、気持ちも新たに業務に取り組んで参る所存です。

全国サービスサー協会は2000年10月に任意団体として設立され（2009年4月一般社団法人化）、昨年の10月で25周年となりました。

協会設立後、2005年にLS検定開始、2008年に自主ルール制定及び苦情受付・相談センター設置、2011年に自主ガイドライン制定が行われ、また、毎年各種研修会・情報交換会の開催、季刊誌・研修報告テキスト・検定テキストの発行を行う等、会員会社の皆様の適正な業務運営確保に向けた支援業務を実施してきましたが、これらの活動につきましては今後も確りと進めて参ります。

長年要望しているサービスサー法改正につきましては、昨年実施したアンケートを基に現時点での要望を確定したうえで関係各所へのお願いを再開する予定としていますが、これまで法改正等取扱債権の拡大がなかなか進まない要因の一つには「（世間の）サービスサーに対する理解不足」もあると思われ、これを変えていく必要があると考えています。

即ち、「サービスサーは債権を回収する専門組織として法律等により厳しい規制を受けている」「実質全社が業界団体（協会）に加入したうえで、自主的に業界ルールを制定するとともに業界団体による検定や研修会などで職員教育を徹底している」「このような業界にこそ債権管理回収業務を任せるべきである」といった情報や見解を幅広く展開し、広く理解を得ていきたいと考えています。

本年もよろしくお願い申し上げます。

環境変化への対応

理事（アビリオ債権回収株式会社） 渋谷 愛郎



渋谷 愛郎 理事

新年あけましておめでとうございます。

2025年は金融政策の転換が定着し、金利のある経済環境となりました。円安の進行や東京を筆頭に不動産価格の高騰、自己破産件数の増加といったサービスサーにとっては不確実性が増加する環境に変わったと実感しています。

企業再生や債権回収の重要性も改めて社会的に認識されたと思います。

当社は、2025年2月に本社オフィスを移転しました。これは、SMBCグループ内で企業再生や債権回収を担う当社の今後の役割の拡大を見据えて、オフィス拡大など環境を整える必要があり、移転に至ったものです。

その中で、社員数も増加しており、当社は新卒採用に力を入れています。年々、当社を志望される学生の方も増加しています。

昨年12月に政策金利が上昇し、本年も人手不足や各種コストの上昇は続き、企業倒産や自己破産は増加基調が続くことが予想できます。

サービスナーとしての当社の役割は設立当初のスピーディな不良債権処理から、より相手方の立場に立った伴走型の支援、再生を進めることが求められています。創業26年目になる当社のノウハウと、新たに入社される若い力、知見を併せて、サービスナーとして皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

2026年が皆様にとって良い年となりますよう、祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

変化と挑戦を成長の機会へ

理事（ニッテレ債権回収株式会社） 長岡 智重



長岡 智重 理事

謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。2025年は、世界的な経済・金融環境が大きく揺れ動いた一年でした。金利の上昇局面が続き、企業の資金調達環境にも変化が生じる中、国内では物価高対策や景気対策が重要な政策課題となりました。特定の業種では倒産リスクの高まりが予測されており、予断を許さない状況が続いております。中小企業の事業再生や資金繰り支援の必要性も一段と高まり、私たちサービスナーに求められる役割もより複雑化してきていると感じております。

また、生成AIをはじめとするデジタル技術の進展は、債権管理の高度化や再生支援の効率化に新たな可能性をもたらしています。こうした技術革新を積極的に取り入れ、変化する金融環境に対応しながら、より質の高いサービスを提供することが求められた一年でもありました。

2026年は、金利動向や物価動向を注視しつつ、景気回復の流れを確かなものにしていくことが期待されます。私たちは、これまで培ってきた専門性と実務経験を基盤に、会員会社の皆様とともに再生系サービスナーとしての使命をより確かなものにしていきたいと考えております。単なる債権管理の担い手にとどまらず、社会の安定と持続的発展に寄与する存在であり続けなければなりません。変化を恐れず、新たな挑戦を成長の機会として捉え、誠実な姿勢をもって業界の発展に一層貢献してまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

変化の波を力へと変え、さらなる「進化と信頼」を築く1年に

理事（エー・シー・エス債権管理回収株式会社） 松山 正弘



松山 正弘 理事

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、世界的な地政学リスクの高まりや経済環境の不透明化が続くなかった、国内においても物価高の長期化や金利環境の変動など、生活者や企業の資金繰りに影響を与える事象が多く見られました。こうした環境変化を背景に、個人破産の増加基調や債務者の状況の複雑化といった課題が顕在化し、サービスナーが担うべき役割も大きく変容しつつあります。

当社においては、従来型の枠組みにとらわれない「テックサービスナー」としての進化を一層加速させ、デジタル技術を活用した業務改革や新たな価値提供の実現に取り組んでまいりました。同時に、パーソナル経営の浸透を推し進め、これまでの「債権回収」を中心とした業務から「生活の再生支援」へと、より深く、より高度な支援の実現を目指し、お客様目線で寄り添った支援を効率的に実現する仕組みづくりを深化させ、持続的成長の基盤強化にも努めてまいりました。

サービスナー業界においては、不良債権処理の高度化・迅速化に対する期待は確実に高まっており、求められる役割は着実に広がっています。重点課題である「業務の効率化・生産性向上につながるニーズへの対応」をさらに発展させるべく、DX・AX活用、人材育成、業務の標準化・透明性の向上など、業界として取り組むべきテーマを継続して推進することで、社会的信頼の一層の向上を図り、日本経済のサステナブルな発展に寄与してまいります。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年が皆様にとって良い一年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

2026年 サービサー業界で働く皆様が、社会の公平性を保つために貢献している誇りとプライドを感じ、マーケットから評価され、事業と収益が更に拡大し、そして給与が上がる年になればと。

理事（セゾン債権回収株式会社） 宮武 信夫



宮武 信夫 理事

皆さま、明けましておめでとうございます。

昨年から振り返ると、米国、ロシア、中国の覇権戦争は、出口の見えない様相を未だ呈しており、戦後長く続いているリベラルな世界秩序が揺らいでいます。トランプ関税の影響も相まって日本企業ももはや政治と無関係ではいられない時代に入りました。エネルギー、商社などに限られず、すべての業界に波及していくことになるでしょう。

加えて、日本も「金利のある世界」に突入し、企業が生き残っていくための競争が、更に厳しくなっていくようを感じています。サービサー業界が、金融システムの健全な貢献という役割を担うためにも、各社それぞれが、強みは何かをあらためて認識し、活かしていくことにより、今年も変化の厳しい環境下になると思われますが、「お客様より信頼されるサービサー」を第一の目標にするという基本に立ち返っていくことが重要だと思われます。

また、業界全体でコンプライアンス体制の充実強化を図るためにには、昨今のAIの飛躍は目まぐるしく、各社の積極投資で業務のデジタル化を本気になって導入していくことで解決していくことが、不可欠となることでしょう。理事の活動としても、それらの成功実例があれば皆様に共有することなどで、サポート活動をさせていただきます。

本年も引き続き、協会活動のご理解とご支援を賜り、会員各社様の更なる成長を祈願いたしまして、新春のご挨拶とさせていただきます。 よろしくお願ひいたします。

サービサーと信用保証協会との連携強化について

理事（保証協会債権回収株式会社） 福原 功



福原 功 理事

新年明けましておめでとうございます。

昨年を振り返りますと、大阪万博の成功や訪日観光客数が過去最大を記録するなど観光需要等が活況を呈する一方で、米価格の値上がり等の物価高問題、トランプ関税による自動車産業への影響および国会での高市総理大臣の発言を契機とする日中問題等我が国の景気を下押しするリスクが介在する状況が続いております。

そのような状況下、弊社は信用保証協会の求償権の受託に特化したサービサー会社であり、各信用保証協会は新型コロナ禍においては中小企業の資金繰りの円滑化に寄与してまいりましたが、徐々に代位弁済が増加する状況にあります。

本年2月には大阪市において再生系サービサー情報交換会議が予定されており、官民あげての再生支援の重要性が年々高まりつつある状況にあります。このため、弊社も信用保証協会関係機関として参加させていただく予定です。これまで信用保証協会とサービサーは必ずしも親密な関係にあるとは言えない状況にありましたが、これからの中堅企業に対する再生支援のためには、これまで以上にお互いが連携していく必要があります。弊社としても保証協会を支える機関であるとともに、サービサー会社としての責務をバランスよくとっていきたいと考えております。これからもサービサーの皆様とは親密な関係を維持してまいりたいと存じますので引き続きよろしくお願い申し上げます。

DXと現場力の融合によるサービサーの進化に向けて

理事（三菱HCキャピタル債権回収株式会社） 白石 和弘



白石 和弘 理事

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、物価上昇や金利環境の変動など、家計・企業双方に影響が及び、債権管理回収分野を取り巻く環境は一層の複雑さを増しました。とりわけリース・クレジット、住宅ローンといった生活に直結する債権では、返済意欲はあるものの家計の変動により負担調整が難しいお客様が増えつつあるため、夫々に事情を丁寧に汲み取る現場（実務）力が求められています。

一方、債権管理回収分野のDX進展により、データの利活用による債権状況の把握や回収プロセスの設計が可能になるなど、現場を支える技術的な基盤も大きく進化していますが、足元ではAIで判断しきれない生活背景や心理的な要素も多くあるのが実情ですので、DXと現場力を融合したハイブリッド型の対応がこれからのサービサーの強みになると考えています。

当社でもリース・クレジット・住宅ローンといった債権を中心にお客様に寄り添った対応力の強化とともに債権管理回収手法のDXを推進しており道半ばの状況ではありますが、こうした両輪の取り組みを通じて、業務品質の向上とDX活用の適正化を進め、サービサー業界の更なる発展と信頼性向上に寄与して参る所存です。

最後に会員各社さまのご発展と皆様のご健勝を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

新本社から新たな飛躍の1年に

理事（アイ・アール債権回収株式会社） 中川原 肇



中川原 肇 理事

新年あけましておめでとうございます。

昨年、当社は設立25周年の節目に当たり、心機一転、本社を長年親しんだ麹町から中野坂上に移転いたしました。旧本社では、執務室が3フロアに分かれていましたが、新本社では、同一フロアで業務を行えるレイアウトにすることで働きやすい職場環境に整備し、コミュニケーションの向上を図り、ステークホルダーの皆さまのニーズに適時適切に対応できる体制を整えました。この新たな拠点から、より一層、事業の発展に尽力してまいります。

さて、国内経済は、トランプ関税の影響が当初想定していたよりは軽微で、今年にかけて緩やかな回復基調にあります。一方で、依然として、円安に伴う物価高、実質賃金の減少等により、個人の債務整理ニーズは増加しております。当社でも、事業性債権以上にリテール債権の増加が顕著で、取扱債権の件数増加に伴い、業務効率の改善、生産性の向上は「待ったなし」の状況となっております。当社では、業務のデジタル化やAIの活用等も推進しておりますが、効率を優先するあまり、決して、事務的、機械的な対応になることがないよう、今年もお客さまとの応対品質の向上を徹底的に図ってまいります。そして、サービサーとしての社会的役割を再認識し、真にお客さまの再出発につながる解決策を提示し、社会の要請に応えてまいります。

本年も、どうぞよろしくお願ひいたします。

丙午のごとく挑戦と飛躍の一年に

理事（株式会社住宅債権管理回収機構） 須藤 洋

2026年を迎える、皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。

昨年の日本経済は、円安に伴うインバウンド需要、DX・GX関連の設備投資の増加等により成長が支えられ、全体的には緩やかな回復基調にありました。しかし、家計や中小企業にその恩恵が十分に届いたとは言えません。物価上昇に見合う賃上げを得られない家計の収支は逼迫し、コスト高や人手不足に悩む中小企業の経営は厳しさを増すなど、格差社会が拡がりを見せ、今後は金利上昇による負担増がこれに拍車をかける懸念もあります。

このような中、私たちサービス者が経済社会に貢献していくには、個々の債務者の方々の状況を踏まえた、よりきめ細かな対応が必要になります。当社においても、それに耐えうる業務執行が行えるよう、IT化等による業務効率化と、人による対人業務の品質向上を図りながら、サービスとしての対応力の強化に挑戦しているところです。

本年も、会員の皆様とともに、サービス業界が金融経済活動に欠かせないインフラとして社会から信頼され続けるよう、微力ながら尽力してまいりますので、変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。結びに、新年が皆さまにとり、丙午のごとく挑戦と飛躍の一年になりますよう心よりお祈り申し上げます。



須藤 洋 理事

2026年午年に思う

監事（やまびこ債権回収株式会社） 小山 智

謹んで新春をお慶び申し上げます。躍動の午年を迎える、皆様のご健勝とご発展を心よりお祈りいたします。

昨年は日経平均株価が史上最高値を更新し、政策金利は30年ぶりの水準に戻り、高市政権が発足するなど已年を象徴するような「変革」と「成長」を実感する年であったと思います。そして私たちビジネスマンの世界にも「AI」という大きな変革が訪れました。

AIの普及は仕事そのものを変え、そのスピードと変化の大きさは想像もできない次元に達するのではないかと、そこはかとない畏怖さえ感じました。AIリテラシーの高低が仕事の出来を決する時代が来たと覚悟（観念）した年でもありました。

明けて2026年は午年、キーワードには「跳ねる」「駆ける」「達成する」など前向きなフレーズが踊ります。今年は楽觀と挑戦を胸に、成長に向け力強く駆け抜ける一年にしたいと考えております。先行きの不確かな時代、結果の成否にとらわれず、大胆に果敢にチャレンジし「時に時代に抗い、次代を拓く」そんな年にしてまいります。

会員各社様並びに従業員の皆様にとりまして本年が実り多き年となりますよう心よりご祈念申し上げます。皆様とともに成長を実感できる一年となることを願っております。本年もよろしくお願ひいたします。



小山 智 監事

挑戦と責務を胸に未来を切り拓く1年に

監事（系統債権管理回収機構株式会社） 田口 琢也

新年あけましておめでとうございます。

2025年を振り返れば、初の女性首相誕生、金利上昇、日経平均株価5万円、猛暑、続発するサイバー被害、物価高・コメ高騰など、社会・経済ともに大きな変化の年でした。私自身も4月に弊社社長に就任し、6月には当協会監事を拝命するなど、環境が一変した一年でした。



田口 琢也 監事

さて、2026年は丙午の年。古来より「変化と挑戦の年」と言われます。長らく続いた超低金利時代が終わり、金利のある世界へ移行したことは、金融業界にとって歴史的な転換点といえます。金利上昇は金融機関の収益構造を変え、債権管理・回収業務の重要性を一層高めています。我々サービスナーは、法令遵守と公正な業務を堅持し、金融システムの健全性に寄与する重要な役割を果たさねばなりません。

また、本年は弊社にとって創業25周年という節目の年です。ここまで歩んでこられたのは、会員のみなさま、農漁協をはじめ関係各位のご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。この節目を機に、初心に立ち返り、農林水産業・農漁協系統への貢献を第一義としたさらなる事業発展に努めてまいります。

丙午の年にふさわしく、変化を恐れず挑戦し、変わらぬ責務を胸に、未来を切り拓く1年にしてまいります。社業のさらなる発展に努めるとともに、当協会監事としての責務を全うし、業界の健全な発展に尽力いたします。引き続き、皆さまのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

協会活動報告

LSアセットマネージャー検定実施報告

第20回（2025年度）LSアセットマネージャー検定を11月27日から12月23日まで実施いたしました。今年度は会員会社の新規加入もあり受検者総数は1278人（うち基礎編734人、実践編544人）と前年度より148人増加しました。また、受検者が選んだ受検会場は33都道府県になりました（昨年度は31都道府県）。

基礎編平均点は41.0点（50点満点 前年度比▲1.1

点）、実践編平均点26.1点（35点満点 前年度比+0.7点）と前年度とはほぼ変わらない結果となりました。

受検者の皆様には検定を通じて学んだ知識を業務に活かしていただくとともに、会員会社におかれましては業界の地位向上、品質向上に繋がる社内研修等を行っていただき更なる人材の育成をお願いいたします。

《2025年度年間スケジュール》

4月から6月	テキスト改訂
7月	テキスト印刷発注 テキスト販売（会員会社に発送）
8月	検定問題案作成
9月	第1回 LS 検定審査委員会 問題案の検討と確定
10月	第2回 LS 検定審査委員会 問題案の検討と確定
11月(初旬から中旬)	LS 検定問題登録
11月(下旬)から12月	LS 検定実施
1月	第3回 LS 検定審査委員会 合格基準点の決定と総評の作成
2月	成績通知書と認定証の作成と会員会社に当該作成書面の発送



CBTS 横浜テストセンター

■都道府県別受検者数（人）

開催地	基礎編	実践編	合計	開催地	基礎編	実践編	合計	開催地	基礎編	実践編	合計	開催地	基礎編	実践編	合計
北海道	39	20	59	東京都	286	213	499	滋賀県	26	18	44	香川県	1	0	1
青森県	1	1	2	神奈川県	45	31	76	京都府	17	25	42	愛媛県	1	0	1
岩手県	1	0	1	新潟県	6	3	9	大阪府	72	41	113	高知県	0	0	0
宮城県	4	10	14	富山県	2	5	7	兵庫県	8	3	11	福岡県	62	48	110
秋田県	0	0	0	石川県	0	0	0	奈良県	0	1	1	佐賀県	0	1	1
山形県	0	0	0	福井県	0	0	0	和歌山県	1	0	1	長崎県	0	3	3
福島県	0	0	0	山梨県	0	0	0	鳥取県	0	2	2	熊本県	5	0	5
茨城県	0	0	0	長野県	6	3	9	島根県	2	0	2	大分県	0	0	0
栃木県	0	1	1	岐阜県	0	3	3	岡山県	5	4	9	宮崎県	0	0	0
群馬県	0	0	0	静岡県	1	0	1	広島県	23	8	31	鹿児島県	0	0	0
埼玉県	34	45	79	愛知県	12	13	25	山口県	4	5	9	沖縄県	10	11	21
千葉県	60	26	86	三重県	0	0	0	徳島県	0	0	0	計	734	544	1,278

「新年賀詞交歓会」開催

2026年1月26日（月）午後6時から都市センターホテル3階「コスモスホール」において、「一般社団法人全国サービスサー協会新年賀詞交歓会」を開催しました。

佐藤理事長挨拶の後、平口法務大臣のご挨拶を福山法務大臣政務官にご代読頂き、また、事業再生・サービスサー振興議員連盟の葉梨会長よりご来賓の挨拶を頂戴しました。その後、鏡開きに移り、葉梨会長の乾杯のご発声により宴のスタートとなりました。

会の半ばには、拝師日弁連副会長にもご祝辞をいただきましたが、ご来賓の皆さま方からは、全国サービスサー協会設立25周年についてお祝いのお言葉を頂くとともに、サービスサーが事業再生支援などを通して日本経済成長の重要な社会インフラとして国民・社会に浸透していくことを期待するという励ましのお言葉を頂きました。

約250名にご参加いただいた会は、1時間半にわたり盛況のうちに無事散会となりました。

末尾ながら、ご祝辞をいただいた方々、ご参加いただいた皆様に改めて厚く御礼申し上げます。



「会員会社情報交換会」を実施

2025年10月17、20、23、28、29、30日の6グループに分けて、会員会社情報交換会を実施いたしました。

1. 実施結果

（1）概要（実施日時・形態・場所・参加社数）

10月17日 13:00～16:00	参集にて（協会事務所）14社	10月28日 13:00～16:00	Webにて（協会事務所）7社
10月20日 13:00～16:00	参集にて（協会事務所）14社	10月29日 13:00～15:30	Webにて（協会事務所）6社
10月23日 13:00～16:00	参集にて（協会事務所）13社	10月30日 13:00～15:30	Webにて（協会事務所）6社

計60社

（2）内容

《参集》13:00：会員会社紹介

13:15：ディスカッション1

協会に寄せられた苦情相談（一部修正を加えた）をテーマにして、1日3チーム（4～5名）に分かれて45分程度のディスカッションを行っていただき、各チームの代表者がディスカッションの結果を発表しました。また、チームには、取締役弁護士連絡協議会世話人の方々にも加わっていただきました。

14:30：ディスカッション2

情報交換事前アンケートより各会員会社が提出されたテーマを各チームでディスカッションして頂き、最後に代表者より発表して頂きました。最後にグループ全体でディスカッションを行い、終了しました。

《Web》13:00：会員会社紹介

13:15：ディスカッション1

協会に寄せられた苦情相談（一部修正を加えた）をテーマにして、各会員会社へ順番に意見を出していただいたうえで、ディスカッションを行いました。また、逐次、取締役弁護士連絡協議会世話人の方にご意見を頂戴しました。

14:30：ディスカッション2

情報交換事前アンケートより各会員会社が提出されたテーマについて、各会員会社の意見を順番にお聞きした上で、ディスカッションを行いました。

2. 情報交換会実施後のアンケート結果

参集、Webともに日程、時間配分ともによく、少人数制のため、ディスカッションも活発にできたとの評価を得ました。また、ディスカッション1では、チーム内にオブザーバーとして取締役弁護士連絡協議会世話人の方々が加わっていたので、逐次、専門的な意見も聞けてよかったですとの評価も多数ありました。全般的にアンケート結果は高評価であったため、来年度以降も同様な形式で実施したいと考えています。

「第10回警視庁管内サービスサークル暴排責任者交流会」を開催

2025年11月18日、ホテルグランドヒル市ヶ谷にて、警視庁管内サービスサークル暴力団排除協議会主催の交流会を開催しました。

前回同様、今回も「会場での直接参加」と「Web参加」の併用形式といたしました。第一部（講演会）への会員会社の直接参加は26社、Web参加は27社の合計53社の参加となりました。

ご来賓として、法務省審査監督課の沖田課長、警視庁暴力団対策課の稻田係長、全国暴追センターの伊藤事務局長兼暴排部長、暴追都民センターの吉森代表理事にご出席いただき、ご挨拶を賜りました。

その後、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会の委員長を務めておられる上條・鶴巻法律事務所の鶴巻暁弁護士に「弁護士が取り組む反社会的勢力対策及び不当要求対応」をテーマに約70分のご講演をいただきました。

その後、第二部の交流会には、会員会社・来賓・協会役員・事務局を含め、合計47名の方にご参加いただきました。情報交換を通して会員各社の暴排意識の再確認ができたものと思われます。今後も、連携を維持し、暴排への取組を業界あげて取り組んで参ります。



暴力団排除への取組み

全国サービスサークル協会は、暴力団排除協議会を主軸に、暴力団排除活動に積極的に取り組んでいます。

- ① 2025年5月22日、一般社団法人故佐長彰一先生記念危機管理研究会の例会に出席（第140回）
テーマは、「地下鉄サリン事件はなぜ防げなかつたのか（朝日新聞出版）の解題」「暴力団離脱者、保護観察対象者の口座開設支援策および昨今の闇バイト事案等を踏まえた対応について」
- ② 2025年7月8日、令和7年度暴力団排除関係団体連絡会総会に出席 [主催：暴力団追放運動推進都民センター]
- ③ 2025年7月24日、一般社団法人故佐長彰一先生記念危機管理研究会の例会に出席（第141回）
テーマは、「マンション管理規約に基づく暴力団事務所使用差止事件報告」「最近の歌舞伎町をめぐる諸情勢」
- ④ 2025年9月9日、第12回暴力団排除セミナーに出席 [主催：暴力団追放運動推進都民センター]

- ⑤ 2025年10月21日、反社会的勢力対策セミナーに出席 [主催：全国暴力追放運動推進センター]
- ⑥ 2025年11月17日、第33回暴力団追放都民大会に出席 [主催：暴力団追放運動推進都民センター]
- ⑦ 2025年11月18日、上記「第10回警視庁管内サービスサークル暴排責任者交流会」を開催 [主催：警視庁管内サービスサークル暴力団排除協議会]
- ⑧ 2025年11月27日、一般社団法人故佐長彰一先生記念危機管理研究会の例会に出席（第143回）
テーマは、「重要インフラ防護のための能動的サイバー防御～暗号資産視点から見る不正活動のトレンド」「暗号資産を利用したマネー・ローンダリングの手口と課題」

上記については、当協会ホームページの会員会社専用「活動報告：暴力団排除協議会」および「活動報告：外部団体主催研究会等」に掲載しています。

新会員紹介

株式会社ドコモ・ファイナンス債権回収

許可番号	許可年月日	商号	郵便番号	所在地	電話番号	代表者
130	2025年6月10日	株式会社ドコモ・ファイナンス債権回収	107-0052	東京都港区赤坂1丁目8番1号	03-4335-8690	川田 隆行

当社のコンセプト

人と社会の想いをつなぎ、経済の健全な環境を支える

このたび当社は、2025年6月10日に法務大臣の許可を受け、同年7月1日より営業を開始いたしました。設立準備から開業に至るまで、関係各位の皆様には多大なるご支援を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

当社は、NTTドコモグループの金融中核会社であるドコモ・ファイナンス(DFI)を母体とし、グループにおける債権管理回収機能の集約と高度化を目的として設立されたサービスです。営業開始後はDFIの債権回収業務を受託し、10月からはNTTドコモの一部債権の受託も開始いたしました。今後は、グループ内外の幅広い要望にお応えできる体制を整えてまいります。

これまでDFIで培った「債務者一人ひとりに寄り添う丁寧かつ誠実な対応」を創業時の志として忘れることなく、NTTドコモグループの使命である「つなぐ」という原点に真摯に向き合い、「人と社会の想いをつなぎ、経済の健全な環境を支えるサービス」として、職員のコンプライアンス意識と企業倫理の醸成を最優先に、持続可能な成長を目指してまいります。今後とも皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



川田 隆行 代表取締役

編集後記 本年もよろしくお願い申し上げます

■近年の情報通信技術の進歩について行くのがおぼつかない私ですが、AIを悪用したフェイク情報などが横行しているのを見るにつけ、アナログな頭なりに、何が正しいのか、違う見方をしたらどうなのかを考えることを心がけたいと思うこの頃です。 (大)

■昨年は、11月まで暑く、また急に寒くなりと年寄りには、厳しい年となりました。また、田舎では、熊の出没も多く、山の方に墓がある私としては、怖くて近づけない状況が続いております。 (ナ+ナ)

■先日、ちょっと嬉しいことがありました。休日に買い物をして会計する際に、妙にお金が少なくなっていることに気づきました。すぐにハッとして思い当たったのは、30分程前に車に給油した際に、自動釣り銭機で小銭だけを取って5千円札を取り忘れてしまったのだろうということです。お金が返ってくる見込みは相当低いだろうなあと思いながらも急いでガソリンスタンドに戻ったところ、従業員の方が釣銭機にささったままの5千円に気づき、預かっていてくれました。半分あきらめていたので、自分のお金なのに何故か得したような気分になるとともに、歳かなあと感じる出来事でもありました。 (小)

■前回に引き続き野球ネタです。昨年のMLBのワールドシリーズ第7戦はハラハラドキドキで、テレビの前から最後まで離れることができませんでした。山本投手が最後の打者を打ち取った時はあたかも自分が投げ切ったかのような気持ちになってしまいました。この試合を観ていない方は是非観て下さい。きっと勇気づけられると思います。 (石)

■今年の干支は「午」。そういえば12年前の午年にも編集後記を書いたなど…。1年があっという間だと感じて過ごしていたのですが、まさか干支までも…。病気やケガなどなく過ごせていることに感謝しつつ、今年も速いと感じながらも無事に過ごせることがなによりと思います。 (箕浦)

サービス

発行人 理事長 佐藤 公昭

協会 専務理事 町田 正幸

事務局長 大貫 明明

中尾 聰志／小原 秀一／石川 忍／
箕浦 麗子

発行所・申込先 一般社団法人 全国サービス協会
(英訳名) Loan Servicers Association of Japan

URL : <https://www.servicer.or.jp/>

住所 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-4

セタニビル2F

TEL 03(3221)5222 FAX 03(3221)5223

印刷所 株式会社 太平印刷社

Printed in Japan